産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 4.200百万円

計 4,200百万円

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の目的

平成9年の廃棄物処理法改正の施行日以前から行為のあった不法投棄等事 案について、計画的かつ着実に支障の除去等が行われるよう都道府県等の取 組を支援する。

2. 事業の概要

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(※)に基づき、 都道府県等が実施している不法投棄等による生活環境の保全上の支障の除去等 事業を早期に実施し、問題解決を図るため、補助を行う。

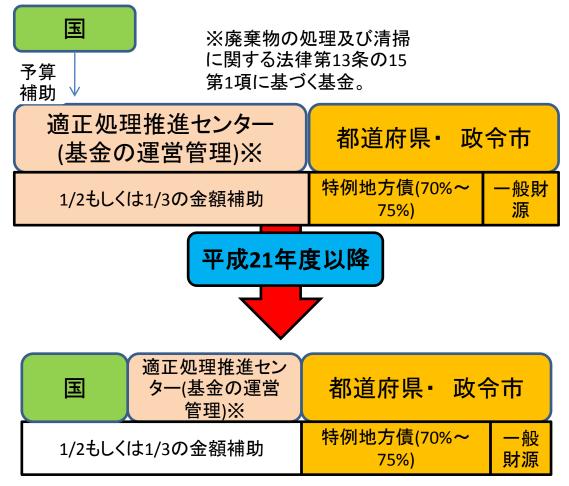
※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法 律第85号)の施行前(平成10年6月16日以前)に不法投棄等の不適正な 処分がなされた産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障の除去等 を推進するため、環境大臣が基本方針を定めるとともに、都道府県等に 対し財政支援等の措置を講じることを目的として制定された法律。

3. 積算

- 4.200百万円×1/2=2.100百万円 ・有害廃棄物
- それ以外の廃棄物 6、300百万円×1/3=2、100百万円

<u>産廃特措法による支援スキーム</u> 【平成10年6月16日以前の不法投棄等に対する支援】

(1)平成17年度までに環境大臣が都道府県又は政令市の実施 計画に同意した事案



注1:都道府県等の負担については、負担額の70%~75%まで特例地方債を起債できることとし、その元利償金の1/2について特別地方交付税が措置される。

(2)平成18年度以降に環境大臣が都道府県又は政令市の実施 計画に同意した事案



注2:平成18年度以降は、「三位一体の改革」に基づき、起債の特例措置について は充当率が90%に引き上げられるとともに、その元利償還金の1/2について 特別交付税が措置される(国庫補助は廃止)。